平成２５年（フ）第５７９２号
大阪市大正区千島２丁目４番１―707号
債務者　永野　竜也
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９９号
大阪府交野市星田５丁目22番27―202号
債務者　日野　正雄
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８９号
大阪市福島区鷺洲６丁目１番４―204号
債務者　中津　理佐
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９１号
大阪府茨木市三島町５番52号
債務者　木下　勇希
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７９号
大阪府茨木市西太田町１番９号　ＰＩＸＩＥ　Ｂ号、前住所大阪府高槻市南総持寺町７番14―206号
債務者　遠上　賢一
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０３号
大阪府四條畷市中野本町９番16号
債務者　栗山美惠子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３１号
大阪府池田市伏尾町72番地の198
債務者　佐々木春美
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４１号
大阪市生野区新今里３丁目４番16号グレース壱番館401号
債務者　藤枝　　誠
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７号
山口県岩国市小瀬1232番地
債務者　米重　　亨
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２１５０号
名古屋市名東区高間町487番地　コーポ豊和101号
債務者　西本　麻美
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３９４号
愛知県春日井市藤山台９丁目13番地15
債務者　松本　秀美
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３号
北九州市小倉北区中津口２丁目３番46―207号
債務者　鳥居　明夫
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２９号
広島県福山市神辺町大字川北838番地１２―403
債務者　門田　正二
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２５３号
青森県東津軽郡平内町大字東田沢字田沢77番地９
債務者　笹原　文勝
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
青森市岡造道３丁目８番３号　ピアシティ202号
債務者　木村　尚也
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
青森市岡造道３丁目８番３号　ピアシティ202号
債務者　木村　紫乃
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
名古屋市守山区守牧町110番地　メゾン・ド・エコー202号
債務者　宮澤　千春（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０号
名古屋市中川区万場５丁目2007番地　ファミールＳ202号
債務者　金森　孝之
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部